

でん粉原料用かんしょの品目別経営安定対策 気になるQ & A 10問

平成21年3月現在

- Q 1 でん粉原料用かんしょの取引価格はいくらになりますか？
- Q 2 収穫面積には、生食用や焼耐用などの交付金の対象用とは違う用途のものも含まれますか？
- Q 3 急な病気等により生産者が自ら収穫作業を行えなくなり、他の人に収穫作業を委託したり、風水害等によるほ場への土砂の流入等により収穫ができなくなったりしたため、収穫面積が0.5ha未満になった場合には、交付金の交付対象者でなくなりますか？
- Q 4 基幹作業の委託先が別の者に当該基幹作業を斡旋した場合には、どのように取り扱われますか？
- Q 5 でん粉原料用かんしょを作付けしていない認定農業者に基幹作業を委託する場合、委託した生産者は交付金の交付対象者となりますか？
- Q 6 でん粉原料用かんしょを作付けしていない畜産農家や建設会社等に基幹作業を委託する場合、委託した生産者は交付金の交付対象者となりますか？
- Q 7 育苗とは、具体的にどのような作業を指しますか？
- Q 8 耕起及び整地は、プラウ耕だけあるいはロータリー耕だけでもよいですか？
- Q 9 かんしょの掘り起こしを委託した場合には、収穫作業を委託したことになりますか？
- Q 10 集荷業者が集荷し、でん粉工場に販売した原料の交付金の支払先はどうなるのですか？

Q 1 でん粉原料用かんしょの取引価格はいくらになりますか？

でん粉原料用かんしょの取引価格は、JAと取引先工場との間で締結された取決めによって毎年、作付前に決定されます。具体的には以下の計算式で算定され、売渡契約書に明記されます。

取引価格＝前年度の国内産いもでん粉の販売価格
(前年度におけるでん粉売戻価格を国内産いもでん粉相当に水分換算)
×分配比率(69%)
×平均的なでん粉歩留り
＋消費税

なお、21年産は、でん粉専用品種で9,190円／トン程度となります。

Q 2 収穫面積には、生食用や焼酎用などの交付金の対象用途とは違う用途のものの面積も含まれますか？

対象者要件の収穫面積は、作業の効率化の観点から設定されたものであり、交付金の交付対象となるでん粉原料用かんしょと同時に収穫されるものは用途にかかわらず収穫面積としてカウントすることができます。

Q 3 急な病気等により生産者が自ら収穫作業を行えなくなり、他の人に収穫作業を委託したり、風水害等によるほ場への土砂の流入等により収穫ができなくなったりしたため、収穫面積が0.5ha未満になった場合には、交付金の交付対象者でなくなりますか？

天候不順や災害、病気、怪我等の生産者の責めに帰すことができない事情で要件を欠くことになった場合は、機構にその旨を申し出、機構が事実であると認めるときは、対象者要件を満たすものとして取り扱うこととしています。

なお、機構への申出に際しては、診断書や市町村、農業共済組合、JA等が発行した被災証明書等当該事情が生産者の責めに帰すことができないものであることを証する書類が必要になります。

Q 4 基幹作業の委託先が別の者に当該基幹作業を斡旋した場合には、どのように取り扱われますか？

基幹作業を委託することにより対象要件を満たすためには、その作業を受託した生産者・生産組織が一定の収穫面積を有すること等の受託者としての要件を満たすことが必要となりますが、斡旋による受委託については、斡旋を受けて実際に基幹作業を行った生産者・生産組織が受託者としての要件を満たす必要があります。

ます。

また、対象要件審査申請の手続き上、実際に基幹作業を行った生産者・生産組織が確認可能な契約書の写しや作業実施証明書の提出等を行うことが必要となります。

Q 5 でん粉原料用かんしょを作付けしていない認定農業者に基幹作業を委託する場合、委託した生産者は交付金の交付対象者となりますか？

基幹作業を受託する者が認定農業者であれば、その認定農業者が生産している品目にかかわらず、交付金の交付対象者となります。

Q 6 でん粉原料用かんしょを作付けしていない畜産農家や建設会社等に基幹作業を委託する場合、委託した生産者は交付金の交付対象者となりますか？

作業受託者が、でん粉原料用かんしょを作付けておらず、作業受託のみを行っている畜産農家や建設会社等であっても、3.5ha以上の収穫面積（再委託を行っている面積を除く。）を有していれば、基幹作業の受託組織としてみとめられるため、委託者は交付対象者となります。

Q 7 育苗とは、具体的にどのような作業を指しますか？

基幹作業の「育苗」とは、種いもの消毒、苗床づくり、種いもの伏込み等をおこない、健全な苗が生育するよう適切に管理することを指します。

Q 8 耕起及び整地は、プラウ耕だけあるいはロータリー耕だけでもよいですか？

基幹作業の「耕起及び整地」とは、耕起及び整地に係る一連の作業を指します。耕起及び整地に係る作業をプラウとロータリーの両方を用いて行う場合は、プラウかロータリーのどちらか一方の委託では、耕起及び整地に係る一連の作業ではないので、基幹作業を委託したことにはなりません。

ただし、耕起及び整地に係る作業について、元々ロータリーのみを使う場合や、小規模ほ場などで耕耘機のみを使う場合については、ロータリーや耕耘機での作業の委託のみで対象となります。

Q 9 かんしょの掘り起こしを委託した場合には、収穫作業を委託したことになるのですか？

かんしょの収穫作業とは、かんしょを掘り起こしてほ場から搬出するまでの一連の作業ですが、現状ではハーベスタの普及率が低いことや、かんしょの収集・搬出まで委託すると、受託者に労力不足が生じ、作業受託が行えなくなることを踏まえ、当面は、掘り起こしのみを委託すれば、収穫作業を委託したこととします。

Q10 集荷業者が集荷し、でん粉工場に販売した原料の交付金の支払先はどのようなのですか？

交付金の対象となるでん粉原料用かんしょは、対象要件を満たす農業者が生産し、かつ、売渡契約の相手方であるでん粉製造事業者自ら売り渡したものです。

したがって、集荷業者が生産者からでん粉原料用かんしょを購入し、でん粉工場に販売した場合、そのでん粉原料用かんしょは交付金の対象となりません。

なお、対象要件を満たす生産者が、集荷業者に対して文書により販売委託を行い、委託を受けた集荷業者が、当該委託契約に基づきでん粉原料用かんしょを集荷し、当該生産者が売渡契約を行った相手方であるでん粉製造事業者の販売した場合は、交付金が直接生産者に支払われます。

また、生産者が上記集荷業者に交付金についての代理申請・代理受領を文書により委任した場合は、交付金の支払先は代理受領者である集荷業者となります。